

河昌通信

2014年6月

第42号

発行：(株)河昌
 文責：藤井潤子
 須磨区松風町
 5-1-22
 ☎078-733-0791

ぐんぐん気温も上がって、夏みたいな日が多くなってきました。寒暖差が激しかった時期もありましたが、今度は蒸し暑くなってきて、体が慣れるまで大変です。お変わりなくお過ごしでしょうか？珍しく我が社は全員風邪をひいてしまいました。もう若くないので(?) 気を付けないといけないなあと思っ

さて私、ゴールデンウィークを利用して、上京してきました。就活中の息子と美味しいものを食べたいという親ばか旅行でしたが、楽しい見学もできました。

・銀座に須磨海苔

五つ星ひょうごに選定された関係で、銀座の「兵庫わくわく館」に九月末まで置いてもらっています。

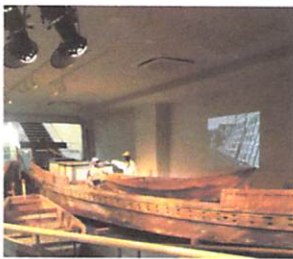
自社だけでは夢のまた夢の東京進出。しっかりと見てきました。



・大森 海苔のふるさと館

前々からいきたかったのですが、とうとう実現。息子とスマホの地図アプリのおかげです。

海苔の養殖が最初に始まった、東京湾の海苔の育苗の様子や刈り取りの様子など、道具もいろいろ見られて、面白かったです。



残念ながら、東京オリピックの埋め立てで、東京湾の海苔の養殖はもうなくなっています。海苔を販売させていただいている私としては、ルーツ？が見れて良かったです。

「遺言書」を残すのは跡継ぎや配偶者に対する愛情！?

先日、「遺言書とエンディングノート」のセミナーを受講してきました。相続といえば、資産家の方だけが大変だと思っていたのですが、総資産五千万円以下の場合が75%を占めているそうです。家・店舗が自分所有ならその範囲に入りそうです。「遺言書」がなく、何人かの相続人で相続する時には、最終的にはその家・店舗を手放さなければならぬケースがあるそうです。きちんと「遺言書」を残していなければ、親と一緒に住み、看取りをした相続人も、日ごろ何の世話もしていない相続人も、法の定め通りに同等の権利があることとなります。そうならないように「遺言書」で取り決めておく必要があります。

さて、もっと驚いたことがあります。夫婦に子供がない場合です。**どちらが先に亡くなった場合、当然、残った配偶者が相続できると思っ**ていましたが、**そうではないのです。**亡くなった方の親にも権利があるのです。親がなくなっていた場合は、さらに亡くなった人の兄弟・兄弟がなくなっていた場合は、その子、つまり甥・姪にまで権利があるのである場合は、残った財産(自宅他)をすべて配偶者に残すことができますが、なければそれらすべての人を探し出して分割協議をして納得したうえで判(印鑑証明をつけて)をついてもらう必要があります。遺産を分割して渡すこともそうですが、この手続きがとても大変なようです。手続きが済むまでは預金に手を付けることもできません。

夫婦でお互いが相続人と定めた「遺言書」を残しておいたほうがよさそうです。



六月のお休み

一、八、十五、二十二、二十九

お電話は九時から十七時三十分まで
 それ以外の時間は留守番電話がお受けします。